


会社HP
<https://www.toyo-trailer.co.jp/>
 お問い合わせフォーム
<https://www.toyo-trailer.co.jp/inquiry/>



The Toyo Trailer Times

～トヨタトレーラータイムズ～



【2軸16輪伸縮ネックジャッキ付ラジコンステア】

全長：12,640(縮時10,640)mm、幅：2,990mm、
 荷台高：500mm、荷台長：8,950(縮時6950)mm、
 中落ち：6,500(縮時4,500)mm、
 最大積載量：【縮時】45,500kg
 【伸時】45,000kg(第5輪荷重：20t NR60km/h)

ウォーキングビーム式ステアリング・荷台伸縮装置・
 油圧昇降式グースネック等特殊機能を装備。

- ・ネックジャッキ機構
 油圧昇降式グースネックにより伸縮作業をスムーズに行える他、高さの異なるカブラに対応できる。また、ネックが上下動することにより傾斜部・凸凹(線路等)をかかわせることや一時的に荷台前方部を上下することができ、優れた走行性を発揮します。コントロールボックス、トラクタボックス及びラジコンで操作可能です。
- ・荷台伸縮装置
 荷台の長さを可変させることにより多くの荷物に対応可能になります。中落ち部高さ500mm(積車時)のため、高さのある荷物も積載可能です。
- ・ラジコンステアリング機構
 当社独自のステアリング機能で狭路走行のストレスを軽減し、大幅な作業時間の短縮が可能となります。



車両紹介 ～2軸16輪特集～

今回は、当社の主力製品である2軸16輪の紹介をいたします。2軸16輪は重機・建機のような超重量物の運搬に適した車両になります。タイヤの軸数が少ない為、車両の全長を短くすることができ、狭い道が多い日本に適した車両です。

【2軸16輪(軽量台)】

全長：12,400mm、幅：2,990mm、荷台高：690mm、
 荷台長：7,670mm、中落ち：6,880mm、車両重量：8,800kg、
 最大積載量：37,000kg(第5輪荷重：18t)
 サスペンション：ウォーキングビーム、
 トラニオン高さ：750mm(235/70R17.5 136/134Jを装着)

本車両の最大の魅力は車両重量8,800kgと軽量タイプの車両となっている点でございます。昨今厳しくなる特殊車両通行許可申請にあたり、積載量確保に大いに貢献いたします。積荷等使用条件に合わせて、荷台長・荷台高のご要望にも応じて設計・製作いたします。



【2軸16輪ラジコンステア拡幅自動あゆみ付き】

全長：12,440mm、幅：2,990(拡幅時3,200)mm、
 荷台高：580mm、荷台長：6940mm、中落ち：5800mm、
 最大積載量：37,000 kg(第5輪荷重：18t)

ウォーキングビーム式ラジコンステアリング・荷台
 拡幅装置・自動あゆみを装備。

- ・ラジコンステアリング機構
 当社独自のステアリング機能で、ラジコン操作で狭い現場での作業時間の短縮が可能となります。
- ・荷台拡幅装置
 荷台の幅を広げることが出来、より多くの荷物に対応可能になります。3,200mm幅の荷物を夜間に輸送後に、2,990mm幅に縮めることで、回送時は昼間走行も可能になります。
- ・自動あゆみ当社製の自動あゆみ
 荷物に応じて左右独立してスライド、上下動作が可能になります。傾斜角8度に抑えることで、登坂能力の厳しい荷物や滑りやすい荷物にも対応できます。



特殊車両通行許可の誘導車配置条件の変更

これまで特殊車両通行許可の内、条件C・Dに該当する場合は、特殊車両の前後に誘導車を配置しなければなりませんでした。令和3年3月29日より、トラック運送業界の人手不足の解消や生産性向上を後押しする目的として、誘導車の運転には国土交通省が定める講習受講が必要となるものの、誘導車の配置が基本的に前方または後方の1台になります。また、ガイドラインを策定し、誘導車の役割や誘導方法、特殊車両の通行方法等も明確化されました。

主な変更点は下記にまとめたものになります。講習についても、オンラインでの受講が主になるので、簡易的に受けられると思います。国土交通省が公開しているガイドラインのURLはこちらですので、あわせてご参照ください。

【URL】 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf

旧	橋梁等 (重量C・D条件)	前後2台の 誘導車を配置	誰でも可
	交差点、トンネル等 (寸法C条件)	前後2台の 誘導車を配置	
新	橋梁等 (重量C・D条件)	後1台の誘導車を配置	ガイドラインに 基づく講習受講者に 限定
	交差点、トンネル等 (寸法C条件)	前1台の誘導車を配置	

特殊車両の適切かつ合理的な誘導に向けて
 ～誘導等ガイドラインの作成と誘導車の配置条件の改正～

誘導車を適切に配置しましょう!

※ 特殊車両の通行許可に誘導車の配置条件が付されたにもかかわらず、誘導車を配置していない場合は、通行条件違反となります。

令和3年3月29日以降、
 ①誘導車の運転には講習が必要となり、②特殊車両の前後に必要であった誘導車の配置が、基本的に前方又は後方の1台(※)になります。

また、特殊車両の運転者の役割も明確化しましたので、誘導車と連携し、安全な通行等をお願いします。

(注)・特殊車両で特に大きなものや重いものを運搬せよとする等者は、誘導車や誘導員の追加配置の必要性を検討し、適切に配置する必要があります。また、誘導車の運転者、誘導員、許可車両の運転者は、それぞれの役割・対応について、認識を合わせて下さい。
 ・やむを得ない場合には、道路管理者の判断で誘導車の追加配置等の条件が付されることがあります。
 ※ 改正から1年間は、従前の例によることとし、既に改正前の規定に基づき条件が付された許可に係る通行についても、改正後の規定に基づく条件の適用を受けることができます。

『特殊車両の通行に係る誘導等ガイドライン』

誘導車の役割や誘導の方法、特殊車両の通行方法等の基本的な事項を明確化したもので、誘導車の運転者及び特殊車両の運転者は、あわせてご参照下さい。
 【URL】 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/yudo_gaidorain.pdf



国土交通省

ブレーキ装置摺動部分の給油脂の重要性について

トレーラには定期的に点検が必要な箇所があります。特にブレーキ装置摺動部分(カム・シャフト、シュー・ローラ、アンカ・ピン等)の給油脂点検を怠ると、ブレーキ・シューの戻りが悪く引き摺り状態となる等の、重大な不具合に繋がるおそれがありますので、ブレーキ装置の確実な給油脂及び点検を行ってください。

編集後記

前回初発行し皆様から様々な反響をいただき、とても嬉しく思っております。新型コロナウイルスの終息の目処はまだまだ見えませんが、くれぐれも身体にお気を付けてお過ごしください。次号は8月に発行予定です。お楽しみに。